

2026年度 須坂市都市計画基本図修正等業務委託 仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、須坂市（以下「発注者」という。）が、受注者へ発注する2026年度 須坂市都市計画基本図修正等業務委託（以下「本業務」という。）について、適用するものとする。

第2条（目的）

本業務は、最新の空中写真撮影成果を利用して須坂市全域の都市計画基本図等を更新し、市民が閲覧可能な環境を構築することで市民サービスの向上に資することを目的とする。なお、更新に当たっては、府内の横断的な情報の共有、業務の効率化及び高度化に配慮して業務に当たるものとする。

第3条（準拠する法令）

本業務は、本仕様書の定めによるほか次に示す各種法令等に基づいて実施するものとする。

1. 航空法（昭和27年法律第231号）
2. 測量法（昭和24年法律第188号）、同施行令及び同施行規則
3. 国土調査法（昭和26年法律第180号）、同施行令及び同施行規則
4. 須坂市公共測量作業規程
5. 須坂市地理空間データ製品仕様書（数値地形図）
6. 須坂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年須坂市条例第33号）
7. 須坂市財務規則及び関係諸規則
8. その他関係法令並びに諸規則

第4条（提出書類）

受注者は、契約締結後、速やかに下記に下記の書類を提出するものとする。

1. 着手届
2. 技術者等の通知書（経歴書及び在籍証書類（保険証の写し等）を添付）
3. 業務工程表
4. 業務実施計画書
5. その他発注者の指示するもの

第5条（主任技術者等）

受注者は、本業務を実施するにあたり、測量士の資格を有する主任技術者を定め、適正かつ優良な成果をあげるよう品質管理に努めるものとする。

第6条（関係機関への手続き）

本業務の実施にあたり、関係機関に対し必要な手続きについては発注者と協議の上で申請に関する支援を行うものとする。なお、後述の地形図修正については公共測量成果の取得に必要な申請を実施するものとする。

第7条（紛争の回避）

本業務を遂行するにあたり第三者の土地に立ち入る際は、発注者が発行する身分証明書を絶えず携帯し、住民との無益なトラブル等を起こさぬよう充分に留意するものとする。受注者は作業終了後、速やかに身分証明書を発注者に返却しなければならない。

業務遂行中、第三者により受け、又は与えた損害は、契約書に記載されている事項以外は受注者において負担するものとする。また、発注者に発生事由及び処理経過・結果を文書にて報告するものとする。

第8条（成果品の帰属）

成果品の帰属については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第9条（再委託）

本業務において再委託を禁止する主たる部分を「第4章 修正数値図化」とする。

第10条（履行期間及び納入場所）

本業務の履行期間については、契約締結日から2027年2月26日までとし、納入場所は、須坂市まちづくり推進部まちづくり課とする。

第11条（貸与資料）

本業務遂行のため、以下の資料を貸与するものとし、資料等の取り扱い及び保管にあたっては損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。なお、業務完了及び発注者が返却を求めたときには、速やかに返却しなければならない。

1. 数値地形図データファイル

(地図情報レベル 2,500、10,000 DM形式 最新のもの)	各 1 式
2. 都市計画データ（用途地域、都市計画道路等を示すSHAPE・DXF形式）	各 1 式
3. 製品仕様書（数値地形図 令和2年2月）、データ定義書	各 1 式
4. 隣接都市町村の数値地形図データファイル	1 式
5. 既存の各種印刷図	1 式
6. その他本業務に必要なもの	1 式

第2章 業務概要

第12条（業務概要）

本業務の概要については、以下のとおりとし、作業範囲等は別紙「作業範囲図」を参照とする。

1. 空中写真撮影・写真地図作成（須坂市全域）	149.67km ²
2. 修正数値図化（地図情報レベル2,500）	63.7 km ²
3. 数値地形図作成（地図情報レベル10,000）	63.7 km ²
4. 都市計画決定データの修正及び印刷用データの作成	1 式
・縮小図データ作成	
・都市計画基本図印刷用データ作成	
・都市計画用途データ等修正	
・都市計画図印刷用データ作成	
・都市計画図出力製本	
5. 品質評価等	1 式
6. 測量成果検定	1 式
7. 製品仕様書作成	1 式
8. 機器導入	1 式

第13条（空間参照系の定義及び補正）

本業務で使用する全ての位置座標は次の定義とする。

測地系：世界測地系（測地成果2024）

平面位置座標：平面直角座標第VII系

垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ

空間座標の次元：2次元

データの単位：メートル単位の実数値

第3章 空中写真撮影・写真地図作成

第14条（要旨）

空中写真撮影とは、デジタルエリアセンサー方式のデジタル航空カメラを用いて、空中写真を撮影するものとし、須坂市公共測量作業規程の準則及び下記の特記事項に基づき実施するものとする。撮影成果の取得方法や成果のあり方については問わない。

第15条（撮影成果の条件）

都市計画基本図更新等に用いる空中写真データは、以下の条件を満たすものとする。

1. 撮影時期：2026年1月1日以降に撮影したものとする
2. 使用機材：公共測量作業実績を有するデジタルエリアセンサー
3. 地上画素寸法：対象範囲全域で12cmの品質を確保する
4. 写真重複度：同一コース内の隣接空中写真=60%以上、隣接コースの空中写真=30%以上を標準とする
5. 外部標定要素：同時調整計算を完了したもの
6. 精度管理：須坂市公共測量作業規程に準ずる

第16条（写真地図データの作成要旨）

写真地図データは、空中写真測量成果を用いて作成するものとし、以下の条件を満たすものとする。

1. グリッド間隔10m以下の数値地形モデルを作成し利用する
2. 須坂市の指定する範囲を、国土基本図の図郭にあわせて切り出しを行う
3. 画像データの地上画素寸法は12.5cmを標準とする
4. 画像データは非圧縮のTIFF形式とJPEG形式で作成する
5. 画像の色合い及び日陰などの影響についても考慮し、画像の色調・明暗について補正を施すものとする

第4章 修正数値図化（地図情報レベル2,500）

第17条（要旨）

取得した空中写真撮影成果を使用し、既存の都市計画基本図の修正を行う。作業にあたっては経年変化箇所を抽出する予察作業を実施するが、予察した結果、新規図化作業への変更が適当と考えられる地域が確認された場合には、発注者に報告し、承認を得たうえで業務を遂行するものとする。

第18条（作業計画）

作業着手前に、作業手法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、承認を得るものとする。

第19条（予察）

取得した写真地図を用いて修正箇所の抽出等を行い、以下の作業を行うものとする。

1. 旧数値地形図データのファイル構造の良否及びデータの良否についての点検
 2. 新設又は移転改埋等を実施した基準点の調査と標高改定による標高の確認
 3. 各種資料図等の利用可否の判定
 4. 修正素図と空中写真等の資料との照合
 5. 地名、境界等の変更の調査及び資料収集
 6. 実施順序及び作業方法等
- 2 予察結果は、写真地図上に旧数値地形図データを重ね合わせ、出力図上に整理し、発注者より点検を受けるものとする。

第20条（現地調査）

数値地形図データを修正するために必要な各種表現事項、名称等を現地において調査確認し、その結果を写真地図に記入するものとする。

2 現地調査に使用する写真地図は、原則として地図情報レベルに対応する数値地形図データ出力図の相当縮尺で判読に支障のない解像度で局所歪みを生じないように作成するものとする。

第21条（修正数値図化）

受注者が保有するデジタルステレオ図化機を用いて予察結果等に基づき経年変化等の修正箇所の修正データを取得するものとする。

- 2 相互標定は、パスポイント付近で行い、対地標定は、旧数値地形図データの座標数値若しくは外部標定要素等を用いて行うものとする。
- 3 外部標定要素を用いた標定において、点検する地物等の数は6点以上とし、誤差の制限は水平位置1.25m以内、標高0.5m以内とし、許容誤差を超えた場合には、旧数値地形図データファイルの座標値を使用して同時調整を行うものとする。

第22条（修正数値編集）

修正数値編集は、図形編集装置を用いて、取得された修正データと旧数値地形図データとの整合性を図るための編集等を行い、編集済数値地形図データを作成するものとする。

2 作成された編集済数値地形図データはスクリーンモニター又はプロッター等による出力図を用いて点検を行うものとする。

3 編集済数値地形図データの論理的矛盾点の点検は、点検プログラム等により行うものとする。

4 建物等の注記については、一般の汎用地図、住宅地図等を参考にするとともに、発注者より点検を受け承認を得るものとする。

5 隣接する市町村の接合部の地形図については、発注者が借用するデータより編集するものとする。

6 編集済数値地形図データは、プロッターを用いて縮尺1/2,500の出力図（紙：校正図）を作成し、発注者より点検を受け承認を得るものとする。

第23条（数値地形図データファイルの更新）

数値地形図データファイルの更新は、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルを作成し、成果として納品するものとする。

2 数値地形図データファイルは、品質評価を実施するものとし、評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は必要な調整を行うものとする。

3 更新された数値地形図データファイルは、DM及びSHAPE・DXF形式に変換し、成果として納品するものとする。

第5章 都市計画決定データの修正及び印刷用データの作成

第24条（要旨）

発注者が使用する地理情報システム内にある都市計画データの更新（差し替え）を行うとともに、都市計画図の印刷用データや製本を作成する作業をいう。データの作成にあたっては発注者が運用するシステム上で都市計画機能が正常に動作するよう配慮するものとする。

第25条（縮小図データ作成）

数値編集は、図形編集装置を用いて第4章で作成した数値地形図データファイル（地図情報レベル2,500）を基にデータ編集及び登録を行い、数値地形図データファイル（地図情報レベル10,000）を作成するものとする。

- 2 注記・境界・基準点・記号・等高線については、データ移動、間引き、調整等の編集を行うものとする。
- 3 作成された数値地形図データは、プロッターを用いて縮尺1/10,000の出力図（紙：校正図）を作成し、発注者より点検を受け承認を得るものとする。
- 4 承認された数値地形図データファイルは、DM及びSHAPE・DXF形式に変換し、成果として納品するものとする。

第26条（都市計画基本図印刷用データ作成（地図情報レベル2,500、10,000））

前章までに取得された数値地形図を用いて縮尺・記号の凡例・方位等を整飾し、都市計画基本図32面（地図情報レベル2,500・モノクロ印刷）、都市計画全図2面（地図情報レベル10,000・モノクロ印刷）の印刷用データを作成するものとする。

- 2 作成された印刷用データは、本業務で導入予定のプリンターに対応したPDF形式で保存し、成果として納品するものとする。

第27条（都市計画用途データ等修正（地図情報レベル2,500））

既存の都市計画用途図データについて、本業務で行う数値地形図の修正に伴い都市計画界線の整合が必要と認められる箇所の図形及び属性データの修正を行うものとする。修正する都市計画情報については、前章までに作成した数値地形図データと重ね合せを行い、都市計画界線と地形の乖離を確認した上で、数値地形図修正に伴う不一致箇所の抽出作業を行い、発注者の確認を得るものとする。なお、抽出された都市計画界線と地形の乖離箇所については、今後の区域区分界変更及び用途変更等の都市計画決定変更の基礎データとして活用できるよう不一致箇所図の作成を行うものとする。

第28条（都市計画用途図印刷用データ作成（地図情報レベル2,500、10,000））

前条で取得されたデータを用いて、都市計画用途図19面（地図情報レベル2,500・フルカラー）、都市計画用途図1面（地図情報レベル10,000・フルカラー）の印刷用データを作成するものとする。

- 2 作成された印刷用データは、本業務で導入予定のプリンターに対応したPDF形式及びAI形式で保存し、成果として納品するものとする。

第29条（都市計画図出力製本）

前条で作成された都市計画用途図19面（地図情報レベル2,500・フルカラー印刷）と都市計画用途図と重複しない他の都市計画図20面（地図情報レベル

2,500・モノクロ印刷)の合計39面をプロッター等により出力印刷し、見開きの製本を2部作成するものとする。製本の体裁等の詳細については、発注者の指示に従うものとする。

第6章 品質評価等

第30条（品質評価表作成）

品質評価表作成は、製品仕様書のデータ品質評価手順に基づき「修正数値図化」について品質評価を実施し、品質評価表を作成するものとする。なお、品質評価にあたっては、受注者の品質マネジメントシステムに基づいた社内照査を実施することとする。

第31条（メタデータ作成）

メタデータ作成は、製品仕様書に従い「数値地形図」についてファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成するものとする。

第7章 測量成果検定

第32条（測量成果の検定）

受注者は、本業務において作成された測量成果が、標準仕様書等に合致しているか第三者検定機関に提出し、検定を受けるものとする。

2 検定の対象業務量は以下のとおりとし、具体的な実施箇所については発注者が指示する。

1. 写真地図（地図情報レベル1,000） 15.00km²（写真地図作成面積の10%以上）
2. 数値地形図（地図情報レベル2,500 修正 B 地区） 6.00km²（地形図修正面積の10%程度）
3. 検定機関より検定図等に修正等の指示があった場合は、速やかに処理を行うものとする。

第8章 機器導入

第33条（印刷機器等導入）

成果品の都市計画図を発注者が所有する地理情報システムにより出力する際に必要な以下の仕様を満たすA0及びA3版対応のカラープリンターを導入するものとする。なお、記載した機種等と同等品以上のものも可とする。

1. A0対応プリンター

①本体

Canon製 TX-3200 1台

②交換用部品

- ・交換用プリントヘッド (PF-06) 1本
- ・メンテナンスカートリッジ (MC-30) 5本
- ・カッターブレード (CT-07) 1本
- ・2段ロールユニット (RU-32) 1台
- ・フルフロントスタッカー (SS-31) 1台

③ロール紙

スタンダード光沢紙 (LFM-GPS/36/170 5776B002) 5本
プレミアム普通紙 (LFM-PPP/A0/80 841mm×50m) 6本

④交換用インクタンク (5色 各700ml) 各5個

- ・マットブラック (PFI-710 MBK)
- ・ブラック (PFI-710 BK)
- ・シアン (PFI-710 C)
- ・マゼンダ (PFI-711 M)
- ・イエロー (PFI-710 Y)

⑤保守

- ・5年保守（キヤノンサービスパックスタンダード（CSP）ヘッド込）

2. A3対応プリンター

①本体

EPSON製 PX-S6710T

②交換用インクボトル (4色) 各5個

- ・ブラック (IT08KA 127ml)
- ・シアン (IT08CA 70ml)
- ・マゼンタ (IT08MA 70ml)
- ・イエロー (IT08YA 70ml)

③保守

- ・エプソン引取保守パック（5年一括支払いプラン）

第34条（窓口閲覧機器等導入）

市民サービス向上のため、まちづくり課の窓口において本業務の成果を閲覧できる機器等を導入するものとする。機器等の仕様については発注者と協議し、承認を得たうえで導入するものとする。

第9章 その他特記事項

第35条（納品検査完了後に関する特記事項）

本業務で取得された写真地図、数値地形図（地図情報レベル2,500・10,000）・編集された都市計画データについて、発注者が運用中のシステム上で利用するにあたり受注者に起因するデータや記載の瑕疵が判明した場合は、速やかに受注者が訂正を行うものとする。受注者に起因する瑕疵により訂正した後、システムへ再度搭載する費用については、受注者が負担するものとする。

第10章 納入成果品

第36条（納入成果品）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

1. 空中写真撮影・写真地図作成

第3章に記述のとおり、成果のあり方は問わない。ただし、第3章に記述された基準を満たし、府内で運用されている閲覧システムで利用可能であることをとする。また、第4章以降の作業が適切に実施できるよう、工程及び費用等を考慮して成果を取得しなければならない。

2. 修正数値図化（地図情報レベル2,500）

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ① 数値地形図データファイル（DM形式・SHAPE形式・DXF形式） | 32面 |
| ② 精度管理表 | 1式 |
| ③ 品質評価表・メタデータ | 1式 |
| ④ データ定義書 | 1式 |

3. 都市計画決定データの修正及び印刷用データの作成

- | | |
|--|-----|
| ① 都市計画基本図データ
(地図情報レベル10,000・DM形式・SHAPE形式・DXF形式) | 1式 |
| ② 都市計画基本図印刷用データ
(地図情報レベル2,500・モノクロ印刷・PDF形式) | 32面 |
| (地図情報レベル10,000・モノクロ印刷・PDF形式) | 2面 |
| ③ 都市計画用途データ（地図情報レベル2,500・SHAPE形式） | 1式 |
| ④ 都市計画用途図印刷用データ
(地図情報レベル2,500・フルカラー・PDF形式・AI形式) | 19面 |
| (地図情報レベル10,000・フルカラー・PDF形式・AI形式) | 1面 |
| ⑤ 都市計画図製本 | |

(地図情報レベル 2,500・フルカラー19面、モノクロ印刷20面) 2部

4. 測量成果検定

- | | |
|---------------------|-----|
| 成果検定証明書（写真地図・数値地形図） | 各1式 |
| 5. 製品仕様書（数値地形図） | 1式 |
| 6. 機器及び消耗品 | 1式 |
| 7. 報告書及び必要と認めた資料 | 1式 |

以 上